



2024年12月20日

各 位

会 社 名 京阪神ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 若林 常夫
(コード番号 8818 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員管理統括 多田 順一
(TEL06-6202-7331)

自己株式の消却予定日の変更および消却株式数に関するお知らせ

(会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2024年10月30日開催の取締役会決議による、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、上記取締役会決議の取得期間を残して早期に終了したため、本日の取締役会決議により消却予定日の変更を決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、会社法第178条の規定にもとづく自己株式の消却につきまして、消却する今回取得した全株式の数が確定いたしましたので、併せて下記の通りお知らせいたします。

記

自己株式の消却に関する事項及び変更内容

(下線は変更箇所)

	2024年10月30日 取締役会決議 (変更前)	2024年12月20日 取締役会決議 (変更後)
(1) 消却する株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
(2) 消却する株式の数	2024年10月30日の取締役 会決議により取得した 自己株式の全株式数	<u>400,000株</u> (消却前の発行済株式総 数に対する割合 <u>0.81%</u>)
(3) 消却予定日	2025年2月14日	<u>2025年1月20日</u>

(ご参考)

1. 2024年10月30日開催の取締役会における決議内容(2024年10月30日公表分)

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
(2) 取得する株式の総数 400,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.82%)
(3) 株式の取得価額の総額 700,000,000円(上限)
(4) 取得期間 2024年11月1日~2024年12月27日
(5) 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)
(注)市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計

- (1) 取得した株式の総数 400,000 株
- (2) 株式の取得価額の総額 625,200,000 円

3. 上記取締役会決議に基づく自己株式の消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 上記1. により取得した自己株式の全株式数
- (3) 消 却 予 定 日 2025 年2月 14 日

4. 消却後の株式数（見込）

- (1) 発行済株式総数 48,811,498 株
- (2) 自 己 株 式 数 241,708 株※

※上記1. 2024 年 10 月 30 日の取締役会決議に基づかない取得による自己株式

以 上